

令和7年12月17日

東北医科薬科大学病院病院長選考基準

東北医科薬科大学病院長選考規程第2条に基づき、東北医科薬科大学病院病院長選考基準を次のとおり定める。

この選考基準は、医療法施行規則第7条の2の2に規定される、管理者の資質及び能力に関する基準として定めるものである。

記

病院長となることができる者は、本院の院是及び基本理念を深く理解し、基本方針の実現に向けた大学病院運営に識見を有する者とする。

また、人格が高潔で学識に優れ、以下に示す資格、資質及び能力を有する者とする。

- (1) 東北医科薬科大学医学部に所属し、医師免許を有する者。
- (2) 医療の安全性を確保するための資質及び能力を有し、医療安全管理業務の知識と経験、患者の安全を第一に考える姿勢や指導力を有すること。
- (3) 病院の管理運営に必要な資質及び能力を有し、病院での組織管理の経験、大学病院として教育、研究、高度な診療を司る資質及び能力を有すること。
- (4) 病院が掲げる基本理念、基本方針を深く理解し、その実現に向け、強いリーダーシップを有すること。

以上

【参考】 東北医科薬科大学病院の院是・理念・基本方針

院 是：「忠恕」

理 念：真心を尽くし思いやりの心で務める

基本方針：心のこもった医療

最も新しい医療

納得できる医療